

令和 8 年度事業計画

I 普及啓発及び研修事業（公益目的事業 1）・・・5,829,000円

1 普及啓発に資する講演会（定款第 4 条第 1 項第 2 号該当事業）

- （1）不動産鑑定評価制度の啓発を目的に、一般県民等を対象にした講演会を実施する。
開催日時等は、ポスターやチラシの配布の他、ホームページ及び県広報等により広く呼びかけを行う。

※講演内容・講師、実施時期等は、広報委員会で検討する。

- （2）所要直接経費（講師料、会場費等）1,540 千円

2 無料相談会の開催（定款第 4 条第 1 項第 3 号該当事業）

- （1）県民の関心の高い不動産鑑定に関わる諸問題に対応するため、無料相談会を次のとおり開催する。

- ・ 1 月、10 月を除く各月の原則第 1 木曜日（5 月は第 2 木曜日）に実施する。
- ・ 10 月は、国土交通省が定める土地月間にあわせ、前橋市以下 10 市役所を会場に実施する。
- ・ 実施日及び会場については、ホームページに掲載するほか、市町村広報等により広く呼びかけを行う。

また、他業等からの相談会開催等への相談員派遣要請があった場合には、理事会で協議の上、派遣を行う。

- （2）所要直接経費（相談員報酬、会場費等）1,230 千円

3 研修会等講師派遣（定款第 4 条第 1 項第 4 号該当事業）

- （1）群馬県県土整備部が実施する用地事務研修会等、要請を受け随時協会から講師の派遣を行う。

- （2）所要直接経費（講師報酬等）100 千円

II 協会調査及び情報提供事業（公益目的事業2）・・・4,648,000円

1 取引事例作成（定款第 4 条第 1 項第 7 号該当事業）

- （1）最新の土地取引価格情報を把握するためのインフラとして国土交通省が不動産取引価格情報提供制度を実施している。その運用は連合会に委ねられており、事例作成及び入力が連合会から協会への委託事業と位置づけられている。

2 群馬県内における住宅取得価格と世帯年収に関する調査

（定款第 4 条第 1 項第 6 号該当事業）

- （1）社団法人発足以来継続してきた「群馬県内における住宅取得価格と世帯年収に関する調査」を、令和 6 年度にリニューアルした。今年度も県内 14 市町の住宅地域における平均的規模の土地・建物の価格を調査し、世帯年収との関連などを検討し、公表する。

- （2）所要直接経費（資料代、コピー代等）100 千円

3 地価マップの公開（定款第4条第1項第4号該当事業）

（1）地価公示の標準地、地価調査の基準地の場所及び地価情報等をW e b 上に表示し、
県民の利便性の向上を図る。

（2）所要直接経費（データ更新費用） 200 千円

4 鑑定ぐんまの発刊（定款第4条第1項第2号該当事業）

（1）隔年で発行している機関誌「鑑定ぐんま」を発刊する。

（2）所要直接経費（印刷製本代、執筆料） 470 千円

III 地価調査及び頒布事業(公益目的事業3) . . . 28,362,000円

1 地価調査（定款第4条第1項第4号該当事業）

（1）地価調査は地価公示とともに土地評価の根幹をなすもので、毎年度7月1日現在の
基準地の価格調査を、協会が群馬県から受託し、実施する。

（2）所要直接経費（鑑定評価報酬） 26,791 千円

2 冊子頒布（定款第4条第1項第4号該当事業）

（1）地価公示、地価調査について、その詳細を冊子にまとめ頒布している。

（2）所要直接経費（印刷製本代） 450 千円

IV 固定資産税評価関係事業（公益目的事業4） . . . 36,755,000円

○ 固定資産税評価関係（定款第4条第1項第4号該当事業）

（1）会員が行う時点修正のための関係事務を実施する。

（2）所要直接経費（鑑定評価報酬） 34,536 千円

V その他事業 . . . 5,544,000円

1 共益事業

○ 会員研修等（定款第4条第1項第1号該当事業）

（1）会員の資質向上を図るため、研修会、会員交流会を開催する。

（2）所要直接経費 2,504 千円

2 事例閲覧事業

○ 取引事例閲覧（定款第4条第1項第5号及び7号該当事業）

（1）連合会事業として全国統一のシステムにより実施する取引事例閲覧を、連合会か
らの委託業務として実施する。

（2）所要直接経費 3,040 千円